

第 2 号

3月10日(木)

## 平成28年第1回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成28年3月10日

午前10時02分開議

於 議場

### 1. 議事日程（第2日目）

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 1 号  | 氷川町行政不服審査会条例の制定について   |
| 日程第 2  | 議案第 2 号  | 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について   |
| 日程第 3  | 議案第 3 号  | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について   |
| 日程第 4  | 議案第 4 号  | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について   |
| 日程第 5  | 議案第 5 号  | 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 6  | 議案第 6 号  | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 7  | 議案第 7 号  | 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 8  | 議案第 8 号  | 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 9  | 議案第 9 号  | 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について  |

- 日程第15 議案第15号 氷川町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 議案第17号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第18号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第19号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第20号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第21号 平成28年度氷川町一般会計予算について
- 日程第22 議案第22号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 平成28年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第25号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第26号 平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 新町建設計画の変更について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 野田 俊明

書記 河野 香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣

副 町 長 平 逸 郎

教 育 長 太 田 篤 洋

総 務 課 長 陳 野 信 次

企画財政課長 森 田 寿 也

税 務 課 長 岩 本 博 美

町民環境課長 中 島 正

健康福祉課長 山 下 剛

農業振興課長 尾 村 幸 俊

農地整備課長 前 田 昭 雄

建設下水道課長 前 崎 誠

総務振興課長 木 本 栄 一

商工観光課長 西 田 美 子

会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代

学校教育課長 稲 田 和 也

生涯学習課長 沖 村 眞 一

農業委員会事務局長 草 野 信 一

代表監査委員 本 田 孝 志

開議 午前10時02分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 氷川町行政不服審査会条例の制定について   |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について   |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について   |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について   |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 氷川町防災会議条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について  |

て

日程第 17 議案第 17 号 平成 27 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 18 議案第 18 号 平成 27 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 19 議案第 19 号 平成 27 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 20 議案第 20 号 平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 21 議案第 21 号 平成 28 年度氷川町一般会計予算について

日程第 22 議案第 22 号 平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第 23 議案第 23 号 平成 28 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

て

日程第 24 議案第 24 号 平成 28 年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第 25 議案第 25 号 平成 28 年度氷川町下水道事業特別会計予算について

日程第 26 議案第 26 号 平成 28 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

日程第 27 議案第 27 号 新町建設計画の変更について

○議長（永田義昭君） 日程第 1、議案第 1 号、氷川町行政不服審査会条例の制定についてから、日程第 27、議案第 27 号、新町建設計画の変更についてまでを一括議題とします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。今日は民生児童委員の皆様方も傍聴をいただいております。本当にありがたく思っております。

ただいまから、平成 28 年度施政方針並びに提案理由の説明をさせていただきます。

日本の経済情勢については、海外景気の下振れや金融資本・商品の市場の動向等が先行きのリスクとして懸念されているものの、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策も効果があり、緩やかな景気回復の基調が続くことが期待されています。

このような中で国は、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、デフレ脱却から中期的に安定した経済成長を実現するために、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力の強化、まち・ひと・しごとの創生等の取り組みを進め、潜在的な成長力を高めていくことが経済の再生に必要としており、地方財

政についても平成30年までの地方の一般財源総額は、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するというふうに定められております。

しかし、同時に国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を行うことで地方創生の深化を図り、地方交付税制度においても頑張る地方自治体を支援する算定を強化・支援することとして、歳出の効率化の取り組みを進めていく方針を打ち出されておりました。今後の動きを注視していく必要があるというふうに認識いたしております。

また、熊本県においては、財政再建戦略をはじめとした数次にわたる改革の推進により、県債の縮減と財政調整用4基金の増加の成果を得られているものの、先に示した国の方針に伴う地方財政及び県財政への影響が不透明な状況にあることから、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、厳しい財政運営が強えられる可能性があるというふうにされております。

このような中、本町では各種計画に基づく行財政改革に積極的、また継続的に取り組み、行政運営の効率化と財政健全化に一定の効果を上げてきました。しかしながら、本町の平成26年度決算で見る歳入の状況は、依存財源である地方交付税が歳入総額77億9,315万6,000円の37%にあたる、金額にいたしまして28億8,449万9,000円を占めている一方、自主財源の柱である町税はわずか11%、金額にいたしまして9億1,867万8,000円しかなく、地方交付税や各種交付金に頼らざるを得ない財政状況となっており、今後も依存財源主体の歳入構造が大きく変化する要素は見当たりません。本町においては、平成28年度が普通交付税の算定替えの段階的削減の開始年度に当たることから、財政健全化に向けた取り組みを着実に実行するとともに、財政規模に応じた適正な事業選択を行う必要がございます。

このような国・県の政策や財政状況を踏まえて、平成28年度氷川町一般会計予算につきましては、大幅な将来の歳入減を見据えた、厳しく、堅実な財政運営に向けて、職員自ら創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位の厳しい選択を行う一方、将来に向けた町勢発展の礎を築くために必要と考えられる事業については、国・県の交付金等の活用を図り、必要な財源を確保することとし、徹底したコスト意識を持ち、メリハリのある予算編成に心掛け、対前年度比0.17%減の総額62億1,483万1,000円といたしました。

歳入としては、町税、国・県支出金、地方消費税交付金が若干増加をします。不透明な財源確保のために、不透明な地方贈与税は横ばい、また地方交付税は減少すると見込みました。財源確保のために財政調整基金から繰り入れを行い、町債につ

きましては必要最小限度に止めたところでございます。

歳出では、総務費、民生費、農林水産業費、商工費を増額予算とし、議会費、衛生費、土木費、消防費、教育費を減額予算といたしました。

氷川町が誕生して10年という節目を越え、新たなステージへ出発となる大切な時期を迎えております。平成28年度は「ふるさとの未来を拓く挑戦の年」と位置づけ、各種計画に基づき、課題解決に向けた取り組みを実施するとともに、将来の氷川町を展望した新たな視点を持ち、氷川町総合振興計画の基本理念に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様方と協働しながら安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な氷川町の実現に向けた積極果敢な行政運営の展開を図ってまいり所存でございます。なお一層のご支援とご協力をよろしくお願いをいたします。

まず、第1点目といたしましては活力ある産業の振興を図ってまいります。安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業・商工業に活力がなくてはなりません。農業振興策といたしましては、TPP交渉の大筋合意という現実を注視し、県南フードバレー構想との連携を図りつつ、足腰の強い持続可能な農業経営を図るために、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた集落営農組織並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

農地集積加速化事業につきましては、既に農事組合法人として設立をされた「アグリ吉野」及び「野津南」の取り組みを積極的に支援してまいります。また、モデル地区であります鹿島地区の合意形成を進めていく予定にしております。

い業機械再生支援事業も継続して実施することとし、い業関連機械の維持管理費を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ってまいります。

新規就農総合支援事業、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業及び鳥獣被害防止総合対策事業の国・県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援、園芸作物農家の施設整備支援及び鳥獣被害の防止を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、7つの事業を展開したいというふうを考えております。それぞれの作物、あるいはそれぞれの地域でお困りの部分を積極的に支援したいというふうを考えているところであります。

また、継続事業といたしまして戸別所得補償制度、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化対策、いぐさ昼表生産体制強化緊急対策事業、日本産ブランド輸出促進事業をはじめ、農地の利活用調整、利活用状況等の調査を農業委員会が行っておりますけれども、その機能の充実を図るとともに、機構集積支援事業及び耕作放棄地解消緊急対策事業につきましても、農業委員



会の主管で取り組んでいただくことといたしております。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的といたしました農業収入安定化事業につきましても、継続して実施をいたします。昨年から共済掛金の補助率を補助要綱どおり50%といたしております。本年度も50%での補助を考えているところであります。

アンテナショップであります氷川のしずくにつきましては、若干今売り上げが上がってきているところでありますが、さらに今後ともコストの削減と売上げ増を目指して取り組むことといたしております。併せまして、氷川町のPR活動を積極的に推進し、所期の目的達成に向けて努力をまいります。

生産基盤整備交付金事業では、ハマグリの稚貝の放流及び漁場の耕うんを継続して実施をいたします。

農業基盤整備事業といたしまして、島地地区排水路改修事業、暗渠排水事業84ヘクタール、客土事業7.2ヘクタール、区画拡大6.7ヘクタール、氷川大堰改修事業、和鹿島海岸保全事業、国営造成施設管理体制促進事業につきましては、氷川町土地改良区と連携をして、その事業の推進を図ってまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、現在17地区で取り組みをいただいておりますが、さらなる地区の拡大を目指してまいります。

竜北地区の排水対策につきましては、既に県営湛水防除事業で着手をされております。熊本県とともに事業の推進に努力をしてみたいというふうに思っているところであります。

地籍調査事業につきましては、昨年度測量をしました大野地区の成果の認証、請求を行い、地籍図と登記簿の書換えを実施いたします。本年度ですべての事業が完了するということとなります。

商工業振興策といたしましては、新規事業といたしまして「創業支援・事業所等整備促進事業」を創設いたします。新規創業をする商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具等の更新について支援を行います。

同じく新規事業といたしまして、若手後継者や創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うため、「若手後継者等育成特別推進事業」を創設いたします。

住宅リフォーム促進事業を継続して実施することといたしております。中小建設業の支援並びに空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業の振興に役立つものというふうに思っております。

ネット通販販路拡大事業、地域資源等特産品開発・販路拡大事業を販売戦略商工

会補助金として位置づけております。昨年同様に雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新の支援にあたってまいり予定でございます。

町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましては、従来どおりの補助率に戻すことといたしておりますが、事業費を拡大して実施をしたいというふうに思っております。町内における購買力の向上を目指してまいります。

企業誘致活動につきましては、現在、県企業立地課と連携を図りながら、その実現に向け誘致を進めております。これからも積極的に所管の課でその対応も図ってまいりたいというふうに思っております。

立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園につきましては、氷川ツーリズム事業の大きな資源として位置づけ、相互に連携を取りながらその活用を図ることといたしております。特に立神峡公園のログハウスの屋根が老朽化をいたしておりますので、計画的にその整備、改修を行うことといたします。

氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても参加者増加の工夫を行うとともに、氷川町PR用ビデオを作製し、町外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化を図ってまいります。

2点目に、安心して暮らせる福祉のまちづくりであります。

生活の安定は健康づくりという視点、これは以前から持っておりましたが、その視点に立ち、疾病の早期発見、早期治療を促進し、町民の皆様の健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防、健診事業をさらに強化推進することとし、保健師及び管理栄養士等の執務場所を現在の役場庁舎から健康センターに移し、町民の皆様方の健康相談及び保健指導の利便性の向上と健康づくりの拠点施設としての活用を図ってまいります。併せて、健康センターで執務をしておりました氷川町地域包括支援センター事務所を宮原福祉センターへ移し、在宅医療・介護・福祉の連携を図る包括的支援事業の拠点施設として位置づけ、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

社会福祉協議会が実施をしているデイサービス事業につきましては、社協の基盤強化計画及び地域福祉活動計画に基づき、本年4月から竜北福祉センターに一本化して実施することといたしました。その背景には、民間事業所等の増加により社会福祉協議会が実施するデイサービス利用者が減少していること、1カ所で事業を実施することで分散しておりました介護職員を集中的に配置することにより、サービス内容と利用者への対応を充実させるために1カ所に集約をするということといたしました。

40・50・60歳を対象とした人間ドックの受診費用、40歳から60歳までの5歳刻みの方の乳がん検診及び大腸がん検診と20歳から40歳までの5歳刻み

の女性を対象とした子宮頸がん検診の無料化を継続して実施をしております。

特定健診事業につきましては、過去5年間の未受診者へ無料クーポン券を現在発行いたしております。本年度も継続して発行を行い、まずは受診をしていただく、そしてそれぞれの健康の状態を自ら確認をしていただく、その取組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

少子化・定住促進対策として、継続して医療費の無料化を中学校3年生までを対象年齢とし、子育て世代の支援を図っております。昨年度創設をいたしました少子化対策としての「すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業」を継続して実施いたします。

インフルエンザ予防接種につきましても、65歳以上及び1歳から15歳までの対象の助成を継続して実施をいたします。

また、子育て世代の母親の精神的・身体的負担を軽減するため、産前産後ホームヘルプ事業を実施いたしております。このことにつきましても、継続して実施をしてみたいというふうに思っております。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、今、各地区で進められていますいきいきサロン事業、今32地区で実施をされております。氷川町には39地区ございますので、あと7地区がお取組みをいただきますと、全地区での取組みということになります。このことは、高齢者の皆様方の憩いの場をつくることのみならず、いざというときに地域を地域で支え合う、そういった環境をつくるためのまず第1段階というふうに位置づけておまして、まだ未実施のところにつきましては、ぜひその実施を進めていただきたいなど。今日は特に民生児童委員の皆様方がお出ででございますが、できましたらぜひ区長様方とご相談していただきまして実施をいただきたいなというふうにお願いを申し上げます。

昨年度見直しをしました氷川町国民健康保険財政健全化計画に基づき、国民健康保険事業の円滑な運営にあたってまいります。

町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画が既に策定をされております。その計画を踏まえて、社会福祉協議会の改革と行政、民間施設、医療機関と連携を図り、地域で支える医療介護福祉の環境づくりを進めてまいります。

さらに、医療費の抑制と疾病予防のために、住民健診の健診率の向上と管理栄養士を活用した保健予防活動を充実強化してまいりたいというふうに考えております。

3点目に、人を育む教育の振興でございます。

昨年から導入をいたしております町内小中学校、全中学校にICT機器の導入を図っております。3年計画で導入するというところでございまして、今年が2年目と

なります。今年も計画どおり導入を図ります。

継続事業といたしまして、県費教職員の指導主事としての本町の配置、昨年からの配置をいただいておりますが、本年度も同様に配置を継続して実施をしていただくことといたしました。教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への指導助言を行うとともに、本町の特色でありますコミュニティ・スクールの取り組みを推進してまいりたいというふうに思っております。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒育成支援事業、地域ぐるみで学校経営を支援する学校支援地域本部事業も継続して実施してまいります。特に、要支援児童生徒支援員につきましては、本年度も10名体制で臨みたいというふうに思っております。

学校給食における地域食材の活用を図るための助成、また各学校の図書購入費につきましては、継続して上乗せ助成を行い、学校施設補修と教材備品の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めてまいりたいというふうに考えております。

幼児期における質の高い保育・教育を支援するための子ども・子育て支援計画及び新次世代育成支援対策行動計画は、既に策定をされております。その計画に基づく事業を実行し、すべての子どもと子育て家庭が安全・安心・健康に暮らせる町を目指してまいります。

八火図書館が昨年の4月にリニューアルオープンをいたしました。現在、多くの町民の皆様方にご活用いただいておりますが、さらに蔵書数を増やしてまいりたいと思っております。今、2万5,000冊で、本年度3,000冊以上蔵書を増やしました。5年計画で3,000冊強の蔵書を増やして、最終的には4万冊という冊数を目指しているところであります。

また、本施設は中核、いわゆるハブ図書館という位置づけになっております。学校図書館等と連携を図りながら、積極的に図書館活動を進めてまいりたいというふうに思います。

国指定史跡であります野津古墳群及び大野窟古墳の保存管理計画、活用につきまして、今現在研究協議を行っております。来年度、28年、29年度まで研究協議が行われる予定でございます。29年度に報告書が作成されるものと思っております。そういった計画書の動向を見ながら、今後の保存、活用につきまして町からも積極的に支援を行いたいというふうに考えているところであります。

氷川町体育協会並びに総合型スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」の組織強化と会員の拡大を目指してまいります。相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行うとともに、その拠点施設であります宮原体育館のトイレ

の一部を洋式トイレとして改修をする予定といたしております。併せまして、小学校の部活動が今後社会体育化のほうに移行されるようになっております。その検討も既に始められておりました、スムーズにその移行が行われまして、小学校児童の皆さん方の部活動がこれからも円滑に行われるように、ぜひその内容を充実させていきたい、そのための今協議が行われておりますので、教育委員会のほうでしっかり協議をしてみたいというふうに思っております。

4点目は、安全で快適な生活環境のまちづくりを進めてまいります。

地球環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指しまして、太陽光発電施設等の費用助成を行う「住宅用新エネルギー等導入促進事業」につきましては、継続して実施をまいります。27年度はあまり利用がございませんでした。ぜひ活用いただくように、これからも積極的にその周知を図ってみたいというふうに思っております。

生ごみ減量化を目指しました電気式生ごみ処理機の購入助成につきましても、実施することといたしております。平成27年度で各家庭に水切り器を配付いたしました。大いにご活用いただき、なるべく水分を少なくしてごみを出していただくことによりまして、ごみの減量化につなげていければなというふうに思っておりますし、町民の皆様方、すべての皆様方がこのごみの減量化につきましてもぜひ意識を持って取り組んでいていただきたいなというふうに願っております。

そういった意味を込めまして、新たに給食センター、宮原小学校、氷川中学校、常葉保育所の調理場に業務用の生ごみ処理機を購入し、ごみの減量化を図ることといたしました。先ほど言いましたとおり、併せまして町民の皆様方への意識の醸成と具体的な啓発活動をこれからも積極的に進めてみたいというふうに思っております。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指しまして、海岸漂着物漂流・海底ごみの回収処理事業につきまして、平成27年度から取り組んでおります。できましたら本年度も多くの皆様方とともにこの事業も積極的に進めていけたらなというふうに思っているところであります。

八代市が建設をいたしております環境センターでの広域処理につきましては、昨日も一般質問でいろいろ意見交換をしたところでありますが、やはり総合的に考えますと広域処理を目指していくものが一番ベターな方法であろうというふうに思っております。その協議が今なされております。いよいよあまり時間がございません。その方向性をしっかりと出していかなければならないというふうに思っております。いよいよ最終コーナーにかかっているのかなという気がいたしております。どうぞ、議会議員の皆様方におかれましても、ぜひその方向をご支援していた

できますように、行政と一緒になりました八代市のほうとぜひ向かい合っていたいただきたいというふうに思っております。

防災防犯対策といたしまして、氷川町地域防災計画の全面改訂を行いました。また、地域防災計画ということで、その策定のためのモデル地区を4地区指定させていただきました。まずはモデル地区から地区防災計画を作成していただきまして、そして全地区で地区別の防災計画も作り上げていけたらなというふうに思っております。そのことが、いざというときに、まさに地域で支え合う体系ができていくのかなという思いがございまして、このことにつきましても積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、防災行政無線のデジタル化を目指しております。これも、いつまでという年度が決まっておりますが、その年度計画に基づきまして整備を進めてまいりたいというふうに思っております。その整備のための実施計画を本年度設計業務を行うということといたしております。

また、防災備蓄倉庫がそれぞれ整備をされております。災害用資材及び食糧等の備蓄につきましても、今計画的にその数を増やしているところではありますが、本年度も計画的にまた購入をし、備えていきたいというふうに思っております。

八代広域行政事務組合消防分署建設計画に基づきます鏡消防署の氷川分署の建設に向け、既に事業が進められております。平成27年度で用地の取得を行いました。平成28年度造成工事と実施設計を策定いたします。そして、29年度で建設ということになります。平成30年4月からの供用開始に向けて、これも計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

消防団及び自主防災組織を核としました地域防災体制の充実と地域ぐるみで見守る防犯体制の確立をするために、専門的知識を有しました任期付き職員を採用し、その推進を図ってまいります。特に消防団につきましても団員の確保に努めるとともに、消防活動資機材及び施設整備を積極的に行ってまいります。そして、それぞれの活動の環境の充実と、またいざというときにしっかりとその活動ができるような体制、また装備を備えてまいりたいというふうに思っております。

下水道事業につきましては、竜北地区の事業につきまして、交付金の削減によりまして当初の計画より2年遅れることとなります。計画では、平成28年度、いわゆる来年度に完了予定でございましたが、先ほど申し上げました理由で計画的な事業が進められておりません、事業量がこなされておられませんので、これもやはり2年ぐらい遅れる見込みでございます。ぜひ財源の確保に努めまして、なるべく早く完了するように努めてまいりたいというふうに思っております。

併せまして、宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に向け、既に協議を進め

ているところであります。維持管理計画を策定するとともに、関係機関との協議を進めてまいりたいというふうに思っております、これもやはり前に前に進めていく必要があるというふうに考えているところであります。

集落内の道路・河川及び排水路の整備につきましては、町の道路整備基本計画またそれぞれの地区からの要望にお応えする形で、今、優先順位を付けて整備を行っております。いつも言っておりますけれども、安全安心のまちをつくるということは、いざというときの緊急車両がそれぞれのご家庭の近くまで入っていける、そういった環境をつくらなくてはならないというふうに思っております、集落内道路の今拡幅改良を積極的に行っているところであります。そういった意味では、ぜひそれぞれの地区の皆様方のご協力がなければこの事業も進んでまいりませんので、そういった協力もお願いしたいなというふうに思っているところであります。

また、懸案でありました大野交差点の改良がいよいよ着手されることとなっております。また、浜牟田橋下流の河川敷につきましても、今、管理者であります熊本県のほうで整備をされております。このことにつきましても、その整備の範囲を拡大して今整備をするということで方向付けをされておまして、これにつきましても県のほうに積極的に協力をしてまいりたいというふうに思っております。特に大野交差点の改良につきましては長年の懸案でございました。上部はもうかなり広い道路が整備されておりますけれども、あの交差点の部分だけが狭いということでございます、これも昨年議会の皆様方のご理解をいただきまして、町道と県道の、いわゆる移管という形で、その出発点を国道3号線という形にさせていただくこととなりました。県道整備ということで、県のほうで整備をしていただくこととなります。町も積極的にご支援をしていきたいというふうに思っております。

また、町が管理をします既設の橋梁につきましても、橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして優先順位を付けて整備を行っているところであります。このことにつきましても、優先順位が付いておりますので、その計画どおり整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

定住促進施策の一環といたしまして、新規事業として空き家バンクに登録した空き家のリフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うことといたしております。まずはバンクに登録をしていただく、そしてその登録された空き家をしっかりと活用していただくためには、それには環境整備をしなくてはなりません。そのために新しくこの事業を創設したところであります。併せまして、空き店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより、県外からの移住者の受け入れを行う移住定住促進事業につきましても充実を図り進めてまいりたいというふうに思っております。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。

行政運営には必要性、計画性、実行性、継続性、創造性が重要であるというふうに常々考えております。第1次氷川町総合振興計画の後期の5年の計画、また地区別計画、併せまして昨年の暮れに策定をいたしました氷川町人口ビジョン、総合戦略を基本に行政運営を進めてまいりたいというふうに思っております。併せまして、平成30年度以降の第2次氷川町総合振興計画の策定業務にも着手をしてまいります。

町行政のすべての事務事業の評価を行いました。今、そのとりまとめを行っているところであります。事業評価を精査し、今後の効率的な行政運営と適正な人事管理の構築に活用してまいりたいというふうに思っております。

住民主役のまちづくりを進めていく上では、町民の皆様方との対話と協調が重要であります。これまでどおり町政懇談会を実施したいと思っておりますけれども、その参加の状況を踏まえまして、方法を若干変更し、町政懇談会を実施するとともに情報を共有する必要がありますので、できる限りの情報提供に努めてまいりたいというふうに思っております。

堅実な行財政運営を行うためにも、行政改革プランの進捗状況を確認し、漸次必要な見直しを図りつつ、その計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、次期計画の策定に向けた取り組みも進めてまいります。さらに効率のよい機能的な行政組織とするため、今後の公共施設の管理運営計画を策定中であります。特にその原動力であります役場機構の改革、職員の能力開発にも尽力してまいりたいというふうに思っております。

友好町であります大空町との友好関係も大切にしたいというふうに思っております。今それぞれの交流が進んでおりますけれども、今後もその交流の輪を広げてまいりたいというふうに思っております。

以上、5つのまちづくり戦略を平成28年度の町政運営の基本方針として、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な氷川町の創造を目指して、全身全霊を傾注して危機感と緊張感を持って取り組んでまいり所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご支援をよろしくお願いをいたします。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び一部改正、その他16件、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算5件、平成28年度一般会計及び特別会計予算6件でございます。

議案第1号は、行政不服審査法の施行に伴い、氷川町行政不服審査会を設置するための条例を制定するものであります。

議案第2号は、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を整理するため条例を制



定するものであります。

議案第 3 号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、関係条例を整理するため条例を制定するものでございます。

議案第 4 号は、熊本県人事委員会の勧告に準じた給与改定並びに国家公務員に準じた給与制度の総合的見直しに対応するために、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

議案第 5 号は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職の給与の額を改定するため、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 号は、一般職職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の額及び各種委員の報酬額を見直すため、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号は、介護保険法に掲げる事業を本年 4 月から実施するにあたり、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第 9 号は、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号は、介護保険法施行規則及び介護支援専門員資質向上事業実施要綱の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号は、本町への事業所の進出を促進すべく、対象となる事業所の範囲を拡大するため、氷川町工場設置奨励条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号は、公益財団法人熊本市下水道技術センターの合併による名称変更に伴い、氷川町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号は、多種多様な災害に対し、専門的な意見を聴取する委員を追加するため、氷川町防災会議条例の一部を改正するものでございます。

議案第 16 号から議案第 20 号までは、平成 27 年度一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので補正をお願いするものでございます。なお、一般会計補正予算における国・県支出金の増額は、地方創生及び T P P 関連事業に基づく国の補正予算に伴う交付

金事業に充てるものでありまして、補正後繰り越して翌年度、いわゆる28年度で執行するものであります。

議案第21号は、平成28年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ62億1,484万1,000円とするものであります。

歳入面では、固定資産税、軽自動車税の伸びが見込めるため、町税が前年度より1,395万円の増額、地方消費税交付金を6,400万円の増額、国・県支出金も合わせて5,345万円の増額と見込みました。地方交付税は1,000万円の減額を見込み、町債は前年度より2億1,280万円の減額といたしました。目的事業の補填として、財政調整基金からの繰り入れにつきましては、前年度より1億4,458万円の増額としたところであります。

歳出では、前年度に比べ総務費で6,161万円、民生費で2,991万円、農林水産業費で4,448万円、商工費で1,318万円、公債費6,167万円の増額であります。一方、それぞれ前年度に比べて議会費で775万円、衛生費で3,699万円、土木費で2,146万円、消防費で4,389万円、教育費で1億1,112万円の減額とし、総額では対前年度比0.17%の減としたところであります。

議案第22号は、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出の総額、それぞれ24億3,952万8,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしましては、国民健康保険税4億2,596万7,000円、国庫支出金5億9,326万4,000円、前期高齢者交付金4億5,675万1,000円、共同事業交付金5億8,075万9,000円、繰入金2億254万2,000円でございます。

歳出の主な予算は、保険給付費14億4,823万7,000円、後期高齢者支援金等で2億4,259万6,000円、介護給付金1億950万9,000円、共同事業拠出金5億9,261万4,000円でありまして、対前年度比1.28%の増の予算を組ませていただきました。

議案第23号は、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出総額それぞれ1億5,173万9,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、後期高齢者医療保険料9,828万5,000円、繰入金4,982万5,000円。

支出の主な予算は後期高齢者医療広域連合納付金1億4,786万8,000円でございます。前年度とほぼ同額の予算といたしました。

議案第24号、平成28年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ14億9,513万円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、保険料2億6,773万3,000円、国庫支出金3億8,746万円、支払基金交付金4億139万4,000円。

歳出の主な予算は、保険給付費14億445万5,000円、地域支援事業費6,419万2,000円でございます。対前年度比5.48%の増の予算を組ませていただきました。

議案第25号は、平成28年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ7億8,682万4,000円とするものでございます。

歳入の主な予算として、使用料及び手数料1億2,673万2,000円、国庫支出金1億5,000万円で、また繰入金3億463万4,000円、町債を1億8,980万円といたしました。

歳出の主な予算は、公共下水道事業費5億1,422万3,000円、公債費2億6,964万6,000円でございます。対前年度比18.1%の増の予算を組ませていただきました。

議案第26号は、平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ913万6,000円とするものでございます。

歳入の主な予算として、繰入金908万6,000円、歳出の主な予算は公債費908万6,000円でございます。対前年度比1.4%減の予算といたしました。

議案第27号は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の制定により、新町建設計画に基づき地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、本町の建設計画の計画期間等を変更するものであります。このことにつきましては、本会議終了後、全員協議会を開催しまして中身の説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、施政方針並びに提案理由の説明を申し上げます。具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。施政方針と提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（永田義昭君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第1号から順次詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それでは、議案第1号、氷川町行政不服審査会条例の制定についてご説明いたします。

氷川町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、行政不服審査法の施行により、行政不服審査会を設置する必要があるためでございます。

行政不服審査法が平成26年に全部改正され、地方公共団体に執行機関の附属機関として行政不服審査会の設置が義務づけられました。この法律は、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、審理員による審査手続き、第三者機関への諮問手続きの導入、不服申し立ての手続きを審査請求に一元化、審査請求をすることができる期間の延長が主な改正点で、平成28年4月1日から施行されることになりました。これまで個人情報保護条例や情報公開条例の規定により権限を属されていた事項の行政不服審査会への一元化や委員の数を3名とし、審査会が担う調査等の権限などの組織及び運営に関する事項を規定するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、行政不服審査法の施行により関係条例を整理する必要があるためでございます。この条例により個人情報保護条例、情報公開条例、手数料条例、税条例、固定資産評価審査委員会条例の所要の改正を行います。

1ページの第1条は、個人情報保護条例の一部改正、2ページの第2条は情報公開条例の一部改正でございます。行政不服審査会の設置に伴い、個人情報保護審査会及び情報公開審査会を行政不服審査会に一元化するものでございます。

3ページの第3条は手数料条例の一部改正で、行政不服審査会条例の制定に伴う審査会関係資料の写しの交付に対する手数料を追加するものでございます。

5ページの第4条は税条例の一部改正で、行政不服審査法の改正による不服申立てを審査請求へ一元化するものでございます。同じく5ページの第5条は固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、行政不服審査法の改正による審査の申し出及び手続きに関する規定を改めるものでございます。

次に、議案第3号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整理する必要があるためでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法が平成26年に一部改正されました。この法律は、地方公務員について人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保する措置が講じられたことが主な改正点でございます。この法律が平成28年4月1日から施行されることになりました。

第1条は公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正で、字句を整理するものでございます。

第2条は人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、報告事項に職員の退職管理の状況及び職員の人事評価の状況を加えるものでございます。

第3条は職員の分限に関する条例及び効果に関する条例の一部改正で、字句を整理するものでございます。

第4条は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第5条は職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、第6条は職員等の旅費に関する条例の一部改正で、いずれも地方公務員法第24条第2項の削除により、項が繰り上がることによる改正を行うものでございます。

次に、議案第4号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、熊本県人事委員会の給与勧告並びに国家公務員に準じた給与制度の総合的見直しに対応するため、関係条例を整理する必要があるためでございます。

平成27年の熊本県人事委員会の給与勧告は、民間給与と職員給与の格差を解消するための給料表の水準引上げ、勤勉手当の支給月数を民間に見合うように0.1月分引き上げ、また国家公務員に準じた給与制度の総合的見直しを平成28年4月1日から実施するというものでございます。この勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

1 ページの第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、改正規定の適用期日を給料表を平成27年4月1日、勤勉手当を平成27年12月1日とするものでございます。第15条は 勤勉手当の規定で、支給月数0.75月を0.85月に改めるものでございます。なお、同項第2号中とは再任用職員のこと、支給月数0.35月を0.40月に改めるものでございます。別表第1は行政職給料表で、熊本県一般職職員と同じ給料表でございます。

5 ページ、お願いいたします。第2条は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、法律の改正による字句の整理等と第1条で改正した勤勉手当の支給月数を0.80月及び0.375月に引き下げ、また給料表を国に合わせたもので、施行期日を平成28年4月1日からとするものでございます。

10 ページをお願いいたします。第3条は一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正で、特定任期付き職員の期末手当支給月数を改正するもので、適用期日を平成27年4月1日とするものです。特定任期付き職員には勤勉手当がありませんので、6月支給分を1.40月から1.55月に、12月支給分を1.55月から1.60月とするものでございます。

同じく10ページ、第4条です。第4条は一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正で、第3条で改正しました12月の期末手当の支給月数を1.575月に改め、施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

11 ページの第5条は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、今回の新たな給料表に切り替えることにより、平成21年の給与改定における現給補障期間を平成28年3月31日までとするものでございます。

附則で、12ページの第5条は、新たな給料表における給料月額の内給補障規定でございます。現に受けている給料月額を平成30年3月31日まで補障する規定となっております。

次に、議案第5号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるためでございます。

第4条は勤務手当及び期末手当の額等を規定したものでございますが、一般職員の給与改定では勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるものでございますけれども、特別職には勤勉手当がございませんので、期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

第1条は平成27年12月1日から適用するもので、支給月数を1.45月分から1.55月分に引き上げるものです。

第2条は平成28年4月1日から施行するもので、6月支給の月数を1.30月分から1.35月分に、また12月支給月数を1.55月分から1.50月分とするものでございます。

次に、議案第6号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の額及び各種委員の報酬の額を見直すためでございます。

第1条は議会議員の期末手当で、特別職の職員と同じく平成27年12月1日からの適用で、支給月数を1.45月分から1.55月分に引き上げるものでございます。

第2条は、平成28年4月1日から施行するもので、6月支給の月数を1.30月分から1.35月分に、また12月支給月数を1.55月分から1.50月分とするものでございます。

別表第2は非常勤職員の報酬及び費用弁償額の表ですが、他町村との均衡を図るため、教育委員やその他各種の役職員の報酬を200円引き上げ、監査委員においては県下最低ラインの報酬額であったものを県下の平均額とし、学識経験者で2,200円、議会選出委員で1,000円引き上げるものでございます。

以上で終わります。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） それでは、議案第7号でございます、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、平成26年に改正されました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたので、それに伴う一部改正でございます。必要が出てきたということでございます。

内容につきましては2点ございまして、一つは待機児童解消のための保育士確保の方策として、厚生労働省令で保育士配置に関する基準が緩和されたということで

附則で追加しております。また、建築基準法が改正され、それに伴いまして構造関係が変わったということでございます。改正内容としましては、保育士確保方策として、保育士配置基準の緩和ということで、教職員の免許を持った方、もしくは町長が特に認めた者を保育士として認めるということで、その配置が可能であるということで要は緩和してあるということで、附則6条から9条に追加された、4条が追加されたということでございます。もう1点は、構造上の話と説明申し上げましたが、屋内における避難階段の構造規定が4階以上の部分につきましては耐火構造、または不燃材料を使用しようと、してくれということでそういう部分の基準が変わったと、強化されたということであります。

以上が第7号の説明でございます。終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第8号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び同法第115条の45第2項第4号に掲げる事業を実施するにあたり、条例に規定する移行時期を一部改正する必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

2つの事業開始をそれぞれ29年度からと平成30年度からにしておりましたが、前倒して平成28年度から取り組むものでございます。

まず、1点目の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、対象者は要支援1、2の訪問・通所介護利用者の方と今後始まる地域支援事業における基本チェックリストの該当者で、介護予防生活支援サービス事業と第1号被保険者が対象の一般介護予防事業があります。現在、要支援1、2の認定を受けられ、介護予防給付である訪問介護、通所介護のサービスを利用されている方は同じサービス内容で地域支援事業として利用するものでございます。

2点目の法第115条の45第2項第4号に掲げる事業につきましては、地域支援事業の中の包括的支援事業として新たに取り組む在宅医療介護連携の推進を図るものでございます。

続きまして、議案第9号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め



る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、厚生労働省から示されております指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を一部改正するものでございます。定員が18名以下の通所介護事業所を地域密着型サービス事業所として行政職員や地域住民が参加する運営推進会議を設置し、6カ月に1回以上開催して必要な要望や助言を受ける仕組みづくりを行うものでございます。

続きまして、議案第10号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、厚生労働省から示されております指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例を一部改正するものでございます。先ほどご説明いたしました議案第9号が介護給付を受ける介護認定1以上の方を対象としているのと同様に、介護予防給付である支援1、2の認定を受けられている方が受けるサービスにつきましても、定員が18名以下の通所介護事業所を地域密着型サービス事業所として行政職員や地域住民が参加する運営推進会議を設置し、6カ月に1回以上開催して必要な要望や助言を受ける仕組みづくりを行うものでございます。

議案第11号、氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、介護保険法施行規則及び介護支援専門員資質向上事業実施要綱の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。地域包括支援センターの職員は、保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員と定められ、その主任介護支援専門員について、5年を超えない期間ごとに更新研修を職員としての要件とするものでございます。

続きまして、議案第12号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

ついて。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、国民健康保険税の賦課限度額引上げと国民健康保険税の均等割額、平等割額を軽減する所得判定要件基準の緩和となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 議案第13号、氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、氷川町工場設置奨励条例の対象となる事業所を拡げることにより、本町への事業所の進出を促進し、産業の振興と雇用期間の拡大を図るものでございます。

めくっていただきまして、改正内容といたしましては、まず題名を氷川町事業所設置奨励条例に改め、本則中の工場を事業所に改め、対象となる事業所設置のための取得の合計額を3,000万円とありますものを1,000万円に改め、雇用の人数を雇用の数が20人を超えを雇用者があるに改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第14号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、公益財団法人熊本市下水道技術センターの合併による名称変更に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

ページをめくっていただきまして、次のページをご覧ください。氷川町下水道条例の第2条第10号及び第6条の2第3項第4号中、公益財団法人熊本市下水道技術センターを公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に改めるものです。改正する理由としましては、排水設備小売責任技術者試験及び更新講習に係る事業の移管並びに公益財団法人熊本市下水道技術センターの合併による名称変更に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。これは、公益財団法人熊本市下水道技術セ

ンターが熊本県からの合併による地位の継承の認可により、平成28年4月1日に公益財団法人熊本市水道サービス公社と新たな公益財団として合併し、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社となるためです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 続きまして、議案第15号、氷川町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、多種多様な災害に対し専門的な意見を収集するため、委員を追加するためでございます。具体的には、指定地方行政機関の職員を追加し、熊本河川国道事務所から防災会議への参加をいただくために条例を改正するものでございます。

以上で終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第16号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,259万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,727万3,000円とする補正予算でございます。

補正の大きなものとしたしましては、地方創生に係る加速化交付金及びマイナンバー導入に係る情報セキュリティ強化対策事業、竜北福祉センター給湯設備改修事業及び担い手確保・経営強化支援事業が主なもので、歳出では交付金より上回った額を計上いたしております。また、これらの事業については、平成27年度から平成28年度へ繰り越しするものでございます。

ほかには、減額補正が主なもので、増額の大きな項目、新規の事業等を中心に説明したいと思います。省略する項目がありますが、ご了承願います。

まず、繰越明許費からご説明いたします。6ページをご覧ください。第2表、繰越明許費をご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費で、マイナンバー導入に係る通知カード・個人番号カード事務委任交付金事業362万5,000円、情報セキュリティ強化対策事業1,695万7,000円、15項、個人番号カード交付事務交付金事業38万9,000円、地方創生事業での地方創生加速化交付

金、移住定住促進でございますが、事業1,905万円は国の補正予算等によるもので、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

15款、民生費、10項、保育所等におけるICT化推進等事業95万1,000円についても国の補正予算によるもので、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

15項、福祉センター費、竜北福祉センター給湯設備改修事業9,979万6,000円については、補助金申請の可否及び交付決定が年度内に完結する見込みがないため繰り越すものでございます。

20款、衛生費、5項、保健衛生費で、海岸漂着物対策事業100万4,000円については国の補正予算によるもので、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費の担い手確保・経営強化支援事業2億2,354万円については、国の事業で国が事業の繰り越しを行うため繰り越すものでございます。

30款、5項、商工費の地方創生加速化交付金、県南広域観光連携の部分でございますが、事業27万6,000円については国の補正予算等によるもので、事業執行期間がないために繰り越すものでございます。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費では、町道笹尾道路改良事業費690万1,000円については、地籍調査成果の登記に期間を要したため事業執行期間がないために繰り越すものでございます。

町道北川反甫北鹿野線道路改良事業1,816万6,000円及び太尾2号橋橋梁改築事業890万円については、事業に係る調査等を進める中、関係機関との協議に期間を要したため、事業執行期間がないために繰り越すものでございます。

次に、7ページの第3表、債務負担行為補正をご覧ください。追加で農業制度資金利子補給ですが、期間は平成28年度から30年度まで、限度額は45万2,000円でございます。

8ページの地方債補正をご覧ください。追加で、民生債でございます。限度額が8,490万円で、起債の方法等はこちらをご覧ください。1総務債、補正前限度額の変更でございますが、2億1,111万8,000円、補正後が2億2,161万8,000円。2農林水産業債3,450万円が補正後1,980万円、3土木債1億4,420万円が補正後1億3,010万円、4教育債1億6,400万円が補正後1億4,910万円でございます。

歳入予算の概要を説明いたしたいと思っております。11ページをご覧ください。5款、町税、20項、5目の町たばこ税400万円の増額補正でございます。

12ページです。30款、5項、5目の地方消費税交付金7,400万円の増額補正でございます。

17ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金の2,666万4,000円は、マイナンバー導入に伴う事業と個人番号カード交付事業、地方公共団体セキュリティ強化対策費及び地方創生加速化交付金で、国の補正による交付金でございます。

25目、土木費国庫補助金の2,571万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金及び防災安全社会資本整備交付金の決定に伴い補正するものでございます。

20ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節の農業費補助金1億3,504万9,000円の増額につきましては、担い手確保・経営強化支援事業補助金の増額及び各事業の実績に伴う減額により補正するものでございます。

22ページをご覧ください。85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、25目、5節、国民健康保険特別会計繰入金1,453万9,000円につきましては、国保連合会審査支払手数料返還金でございます。

10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金2億1,000万円の減額につきましては、基金の取り崩しを予定していましたが、交付税やその他歳入の増額があり、基金を取り崩す必要がなくなったものでございます。

23ページでございます。90款、繰越金、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金1億3,388万6,000円を減額補正するものでございます。

95款、諸収入、20項、5目、5節の雑入では、中小企業の省エネ生産性革命投資促進事業費補助金、これ竜北福祉センター給湯設備改修事業でございますが1,363万円で、主な補正でございます。

24ページでございます。99款、5項、町債、5目、総務債、20節、一般補助施設整備等事業債1,050万円は、情報セキュリティ強化対策事業です。

7目、民生費、5目、合併特例債8,490万円は、竜北福祉センター省エネルギー設備導入事業、先ほど申しましたが、竜北福祉センターの給湯設備改修事業費です。

15目、農林水産業債、5節、公共事業等債、15節、合併特例債の1,470万円の減額は、県営事業負担金事業費の確定によるものでございます。

20目、土木債1,410万円の減額は、合併特例債の道路新設改良事業、河川改修事業、単県事業負担金で、事業費の確定によるもの及び公営住宅建設事業債の公営住宅改修事業の事業費確定に伴い補正するものでございます。

30目、教育債1,490万円については、合併特例債の氷川中学校プール改築事業負担金、全国防災事業債、竜北中学校武道場・卓球場兼集会所天井改修事業の事業費確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、歳出のほうに移りたいと思います。25ページから26、27ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、2節、給料の200万円の減額、3節、職員手当等504万円の増額、4節、共済費1,000万円の減額、19節、負担金補助及び交付金の282万9,000円につきましては、通知カード・個人番号カード事務委託の交付金、地方バス対策補助金の増額及びほかに執行残の減額補正するものでございます。

30ページをご覧ください。15目、企画費、13節、委託料の1,777万6,000円の増額につきましては、ひかわツーリズムステップアップ実施計画策定業務委託料、氷川町PR動画作成業務委託料、町PR・定住促進パンフレット作成等業務委託料で、地方創生加速化交付金を補正するものでございます。

31ページでございます。30目、電子計算費、18節、備品購入費の1,111万6,000円の増額につきましては、情報セキュリティ強化対策事業機器購入費を補正するものでございます。

32ページでございます。65目、土地開発基金費、25節、積立金1,582万8,000円につきましては、八代広域行政事務組合で氷川分署建設に伴う用地購入費費用分の実績に伴い返納がありましたので基金へ積み立てるものでございます。

38ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、23節、償還金利子及び割引料479万4,000円につきましては、臨時福祉給付金給付事業費の実績に伴い補助金の返還により補正するものでございます。

10目、高齢者福祉費、20節、扶助費では、老人福祉施設措置費等事業費の実績により394万5,000円の減額補正するものでございます。

40ページをご覧ください。10項、児童福祉費、10目、児童措置費、8節、報償費では、すこやか赤ちゃん出産祝金の実績により240万円の減額、20節、扶助費の児童手当の支給実績により300万円の減額補正するものでございます。

41ページをご覧ください。15目、保育所費、19節、負担金補助及び交付金の612万1,000円の減額につきましては、特別保育事業費補助金、軽度障害児保育事業費補助金、保育施設給付費補助金、地域型保育事業給付費補助金等の事業実績によります補正でございます。

42ページから43ページをご覧ください。15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、13節、委託料、竜北福祉センター給湯設備改修工事監理業務委託、繰越事業分です、777万6,000円及び15節、工事請負費の9,202万円につきましては、竜北福祉センター給湯設備改修工事、これも繰越事業でございますが、の補正でございます。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、28節、繰出金の1,893万4,000円につきましては、国民健康保険の保険給付費が不足するため、特別会計への繰出金を補正するものでございます。

44ページをご覧ください。10目、予防費、12節、役務費の327万円の減額につきましては、予防接種料の実績に伴い補正するものでございます。

15目、母子保健費、20節、扶助費の未熟児養育医療給付費につきましては、給付実績に伴い440万6,000円の減額補正するものでございます。

46、47ページをご覧ください。10項、清掃費、5目、塵芥処理費、13節、委託料は、台風15号災害ごみ処理委託料8,611万3,000円の減額は、入札及び実績より執行残を補正するものでございます。

47ページから48ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金では、10の事業費のそれぞれの実績により減額及び担い手確保・経営強化支援事業補助金2億2,354万円を補正するものでございます。

49ページをご覧ください。25目、農地費、15節、工事請負費の480万円の減額につきましては、団体営農業農村整備事業の入札に伴う執行残、19節、負担金補助及び交付金の8,980万2,000円につきましては、事業の確定に伴い県営事業負担金、多面的機能支払交付金、団体営農業農村整備補助金等を減額補正するものでございます。

51ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、19節、負担金補助及び交付金の住宅リフォーム等促進事業補助金の250万円につきましては、リフォーム事業への申込みが増えたため増額補正するものでございます。

53ページをご覧ください。35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、13節、委託料の422万6,000円の減額につきましては、道路台帳作成更新委託料、氷川町耐震改修促進計画見直し業務委託の入札に伴う執行残、19節、負担金補助及び交付金379万円の減額は、単県事業負担金等事業費の確定により減額補正するものでございます。

54ページでございます。10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、

15節、工事請負費886万円の減額につきましては、町道北川反甫北鹿野線道路舗装補修工事の入札に伴う執行残、15目、道路新設改良費、13節、委託料1,713万4,000円の減額につきましては、旧国道2号線道路改良、北川反甫北鹿野線測量設計業務委託、氷川中南線用地測量業務委託につきましては、警察協議及び関係機関との協議調整期間を要するため、翌年度以降に実施するため及び15節、工事請負費の393万円の減額につきましては、4路線道路改良工事の入札に伴う執行残により補正するものでございます。

55から56ページをご覧ください。15項、河川費、10目、河川改修費、13節、委託料258万円の減額は、早尾水路改修実施設計測量業務委託、15節、工事請負費113万3,000円の減額は、御講田川河川改修工事、有佐地区水路改修工事の入札に伴う執行残により補正するものでございます。

20項、下水道費、5目、公共下水道費、28節、繰出金2,751万7,000円の減額につきましては、下水道特別会計事業費の確定により繰出金を補正するものでございます。

25項、住宅費、5目、住宅管理費の197万2,000円の減額につきましては、13節、委託料、15節、工事請負費で入札に伴う執行残により補正するものでございます。

57ページをご覧ください。40款、消防費、5項、消防費、5目、常備消防費、19節、負担金補助及び交付金の1,582万8,000円の減額につきましては、八代広域行政事務組合での事業費の確定により補正するものでございます。

62ページをご覧ください。45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費、15節、工事請負費の346万8,000円の減額につきましては、竜北中学校武道場・卓球場兼集会所天井改修工事の入札に伴う執行残で補正するものでございます。

19節、負担金補助及び交付金では、氷川町及び八代市中学校組合の事業の確定に伴い1,487万1,000円の減額補正するものでございます。

67ページをご覧ください。55款、5項、公債費、5目、元金2,016万5,000円の減額、10目、利子の2,312万6,000円の減額につきましては、償還金元金利子を精査しましたところ、当初予定していた額より少なかったため補正するものでございます。なお、地方債の現在高見込額につきましては、71ページに記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

68ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきますのでご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、一般会計補正予算についての説明を終わりたいと思います。



○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第17号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,803万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,463万8,000円とするものです。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入では、款5、国民健康保険税が4,219万2,000円の減額で、主に一般被保険者の医療給付費現年度課税分が2,700万円の減額で、被保険者数の減少と税収納率の見込みによるものでございます。

款15、国庫支出金が3,305万8,000円の減額で、主に療養給付費等負担金に変更交付申請に基づき3,558万7,000円の減額となっています。

款20、療養給付費交付金が4,544万9,000円の減額で、退職が減少したことによる社会保険診療報酬支払基金からの確定額通知によるものでございます。

款30、共同事業交付金が4,745万8,000円の増額で、主に県内の保険者が拠出して高額な診療報酬に対応する交付金であります保険財政共同安定化事業交付金が3,854万1,000円の増によるものでございます。

5ページをお願いいたします。歳出では、款5、総務費が1,440万2,000円の増額で、主に歳入の諸収入に計上しております国保連合会から返還されます審査支払手数料積立金返還金を一般会計へ繰り出すものでございます。

款10、保険給付費が2,151万6,000円の減額で、実績額からの予測により、主に退職被保険者等療養給付費1,570万円の減額と、退職被保険者等高額療養費で400万円の減額によるものです。

款25、共同事業拠出金が3,499万6,000円の増額で、主に社会保険診療

報酬支払基金に支払う保険財政共同安定化事業拠出金3,456万5,000円によるものです。

これで、議案第17号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第18号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,072万円とするものでございます。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入では、款5、後期高齢者医療保険料が調定減により213万9,000円の減額で、保険料算定に係る所得の低下と均等割、所得割の軽減に係る人の増加によるものです。

款20、繰入金が116万3,000円の減額で、主に保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

5ページをお願いいたします。歳出では、款10、後期高齢者医療広域連合納付金が300万円の減額で、1億4,581万1,000円となっています。主に現年分の特別徴収、普通徴収保険料負担金の減額によるものです。

これで、議案第18号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第19号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,409万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,308万9,000円とするものです。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入では、款15、国庫支出金が2,276万2,000円の減額で、主に介護給付費負担金と調整交付金の減額によるものです。

款20、支払基金交付金が2,672万7,000円の減額で、主に介護給付費交付金の減額によるものです。

款25、県支出金が533万円の増額で、主に介護給付費負担金の増額によるものです。

次のページをお願いいたします。歳出では、款5、総務費が81万円の増額で、主に主治医意見書作成手数料の増によるものです。

款10、保険給付費が4,445万4,000円の減額で、主に介護サービス等諸費の減額によるものです。その内容は、主に居宅介護サービス給付費の増額、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の減額によるものです。

これで、議案第19号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第20号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,300万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億377万5,000円とする補正でございます。

減額の主な理由としましては、下水道特別会計の収支決算の確定見込みと執行残によります減額補正であります。

歳出からご説明いたします。9ページをご覧ください。

5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、19節、負担金補助及び交付金、水洗便所改造助成金200万円を執行残により減額補正するものです。

10ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費、16節、工事材料費100万円は、量水器等で執行残となります。

19節、負担金補助及び交付金497万4,000円は、流域下水道維持管理負担金について負担水量の確定により減額補正するものです。

15目、公共下水道建設費、15節、工事請負費の管渠築造工事3,390万

円、22節、補償補填及び賠償金の上水道等移設補償費1,358万4,000円を社会資本整備交付金の確定により減額補正するものです。また、19節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道事業建設負担金100万円を県事業費の確定に伴い減額するものです。

11ページをご覧ください。10目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子については300万円を執行残により減額補正するものです。

続いて、歳入のご説明に入ります。7ページをご覧ください。

5節の下水道補助金について、社会資本整備総合交付金の交付決定により3,260万円を減額するものです。

5節、一般会計繰入金につきましては、収支決算の見込みにより2,751万7,000円を減額するものです。

5節、繰越金について、1,401万2,000円を増額するものです。

8ページをご覧ください。5節、下水道債の下水道事業債につきましては、公共下水道建設費減に伴い1,690万円を減額するものです。

以上で、議案第20号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第21号、平成28年度氷川町一般会計予算について説明いたします。

平成28年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ62億1,483万1,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。第2表の債務負担行為でございます。これについては、皆様ご覧いただければと思います。

8ページをご覧ください。第3表の地方債でございます。これにつきましても、起債の目的、限度額を書いてございますので、ご覧いただけますようお願いいたします。

歳入のほうからご説明申し上げます。9ページの事項別明細書をご覧ください。

歳入合計は62億1,483万1,000円、前年比1,036万3,000円の減額で0.17%の減でございます。

主なものの内訳といたしましては、5款、町税9億60万3,000円を計上しております。前年比1,395万円の増を見込んでおります。

第30款、地方消費税交付金1億6,000万円、前年比6,400万円の増額で

す。

第45款、地方交付税27億1,000万円、前年比1,000万円の減額です。

第55款、分担金及び負担金6,282万円、前年比1,650万6,000円の減額です。

第65款、国庫支出金6億732万3,000円、前年比3,624万6,000円の増額です。

第70款、県支出金6億3,504万5,000円、前年比1,719万9,000円の増額です。

第85款、繰入金5億1,094万円、前年比1億4,458万3,000円の増額です。

第90款、繰越金5,064万5,000円、前年比4,028万3,000円の減額でございます。

第99款、町債3億8,370万円、前年比2億1,280万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。新規事業を中心に説明させていただきます。

42、43ページをご覧ください。13節の委託料で、平成27年度、28年度の2カ年で行います新地方公会計整備支援業務委託料525万1,000円、公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料344万円を計上、14節、使用料及び賃借料では、町長車リースが10年以上過ぎているため、今回5年リースで新たにリース料といたしまして年額95万9,000円を計上いたしております。

47ページをご覧ください。委託料、13節、委託料につきましては、総合戦略の事業で、氷川町PR動画作成業務委託324万円、町PR・定住促進パンフレット作成業務委託453万6,000円につきましては、特別交付税の措置が可能でございます。第2次総合振興計画策定業務委託570万円、今年度から平成29年度までの2カ年で策定するものでございます。婚活事業業務委託料82万1,000円につきましては、総合戦略の事業の一つで町全体の独身男性を対象に婚活事業を行うためのものでございます。

49ページ、50ページをご覧ください。49ページの13節、委託料につきましては、総合行政システムサポート等を含むシステムメンテナンス業務委託料1,182万円、及び社会保障・税番号制度システム改修業務といたしまして600万5,000円を計上いたしております。

次のページ、50ページの14節、使用料及び賃借料では、総合行政システムASPサービス利用料2,558万2,000円、情報系システム（強靱化モデル）リース料371万2,000円を計上いたしております。

続きまして、５８ページ、５９ページをご覧ください。選挙費でございます。参議院議員の選挙費の９５０万５,０００円につきましては、７月に行われます参議院議員の改選に伴う選挙費用でございます。４５目の天草不知火海漁業調整委員選挙費９１万円を計上いたしております。

６４ページをご覧ください。６５ページの１３節、委託料でございます。氷川町の地域福祉計画策定業務委託４４８万２,０００円は、社会福祉法に基づき５年計画を策定するもので計上いたしております。

６６ページをご覧ください。１９節の負担金補助及び交付金では、臨時福祉給付金として簡素な給付分１,０５０万円、年金生活者等の支援６,９００万円、昨年度に続き給付されますので計上いたしております。

６７ページの１３節、委託料では、食の自立支援事業委託料、昨年度に引き続き１,４５７万３,０００円を計上いたしております。

６８ページをご覧ください。２８節、繰出金は、介護保険特別会計への繰越金２億１,２２２万７,０００円、前年比１,５９６万４,０００円の増額で計上いたしております。

７３ページをご覧ください。８節、報償費８００万円は、すこやか赤ちゃん出産祝金を引き続き支給するもので計上いたしております。

８１ページをご覧ください。２０節、扶助費につきましては、中学３年までの児童医療費４,５２４万円、前年比２９万６,０００円の減。２８節、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金２億２５４万１,０００円、前年比２,６３８万２,０００円の減額で予算を計上いたしております。

８７ページをご覧ください。１９節、負担金補助及び交付金で、後期高齢者広域連合市町村負担金２億１９３万４,０００円、前年比２,６２８万４,０００円の増額。２８節、繰出金、後期高齢者医療特別会計への繰出金４,９８２万５,０００円、前年比１３１万８,０００円の増額で予算計上いたしております。

８８ページをご覧ください。１８節、備品購入費では、ごみステーション１０基分１３０万円及びごみの減量化に向けて公共施設、給食センター、宮原小学校、氷川中、常葉保育所の給食室の残渣を減量するため、生ごみ処理機の導入費用８６５万８,０００円を計上いたしております。

９１ページをご覧ください。１９節、負担金補助及び交付金につきましては、県補助の青年就農給付金事業費補助金４,２７５万円、前年比２,８５０万円の増額で計上いたしております。

９４ページをご覧ください。１３節、委託料で農業用排水路現況調査委託料といたしまして５６６万円を計上。１５節、工事請負費の２,６３１万円につきましては

は、団体営農業農村整備事業、排水路、客土の事業費を計上。19節、負担金補助及び交付金では、県営事業費負担金5,599万9,000円、和鹿島地区海岸保全事業、氷川下流の氷川大堰等改修、竜北地区湛水防除事業を計上いたしております。

95ページでございます。多面的機能支払交付金4,313万6,000円、新規5組織、継続17組織で計上いたしております。団体営農業農村整備事業費補助金1億3,534万円、氷川土地改良、八代平野土地改良区の暗渠排水事業、畦畔除去、突発的な事故の事業費分を計上いたしております。

100ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金につきましては、住宅リフォーム促進事業費補助金を昨年に引き続き1,320万円、それと創業支援事業所得整備促進事業費補助金、創業支援とリフォームと機械器具等の整備、売上向上支援事業への補助で600万円を計上いたしております。

102ページをご覧ください。15節、工事請負費の540万円につきましては、ログハウス「信」、一番奥の棟でございますが、の屋根改修工事費を計上いたしております。

103ページから104ページにかけてでございます。13節、委託料の621万円につきましては、道路台帳作成更新業務委託、氷川町耐震改修促進計画の見直し業務が必要となりますので、委託料等を計上いたしております。

14節、使用料及び賃借料では、公用車が20年以上経過しているため、公用車の5年リースで年額49万1,000円のリース料で計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金では、単県事業負担金1,007万5,000円、土砂災害危険住宅移転促進補助金300万円につきましては、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーン内に居住する人へ住宅移転費用を補助するもので、移転を促進するために計上いたしております。

105ページでございます。13節、委託料の2,610万円につきましては、路面性状調査業務、長寿命化橋梁点検業務、河川管理道路整備委託料を計上いたしております。

10目、道路維持修繕費、11節、需用費の町道修繕1,291万2,000円につきましては、町道修繕で11路線ほか道路施設、道路標識の修繕費用を計上いたしております。

15節、工事請負費の3,404万円につきましては、町道7路線の補修工事を計上いたしております。

106ページ、107ページをご覧ください。13節、委託料574万円は、測量設計委託料で3路線、15節、工事請負費5,850万円は6路線、17節、公

有財産購入費1,336万9,000円は改良工事に伴う5路線、22節、補償補填及び賠償金の150万円は、改良工事に伴う電柱移転補償を計上いたしております。

108ページをご覧ください。15節、工事請負費の2,480万円につきましては、3橋梁を橋梁長寿命化計画により改築工事費を計上いたしております。

109ページでございます。10目、河川改修費の2,327万2,000円につきましては、工事請負費の準用河川御溝田川河川改修工事ほか2地区水路改修工事費を計上いたしております。

110ページをご覧ください。28節、繰出金につきましては、下水道事業特別会計繰出金3億463万4,000円で、前年比253万2,000円の減額となっております。

111、112ページをご覧ください。15節、工事請負費の3,350万円につきましては、町営住宅解体工事費、久保団地1棟分120万円、公営住宅の長寿命化計画に基づき屋根防水外壁塗装工事で、桜ヶ丘団地改修工事7号、8号、9号棟の3,230万円を計上いたしております。

114ページをご覧ください。18節、備品購入費の502万6,000円につきましては、小型動力ポンプ（吉本地区、南鹿野地区、有佐地区）3台を計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金では、消防用施設整備補助金250万円につきましては、早尾地区の地上式防火水槽を新設するための補助金を計上いたしております。

115ページをご覧ください。13節、委託料の1,116万8,000円につきましては、氷川町防災情報通信システム整備の基本検討・詳細設計業務委託を計上いたしております。

116ページをご覧ください。1節、報酬につきましては昨年度に引き続き特別支援教育支援員のための報酬1,680万円を計上いたしております。

117ページでございます。13節、委託料の313万円につきましてはICT支援業務委託料で、3年計画の2年目を計上いたしております。

122ページをご覧ください。14節、使用料及び賃借料では、ICT機器借上料1,642万円を計上いたしております。これも3年計画の2年目でございます。

127ページをご覧ください。14節、使用料及び賃借料のICT機器借上料783万8,000円の計上につきましては、これも先ほどの小学校費と同じでございます。3年計画の2年目でございます。



18節、備品購入費では、屋内運動場用グランドピアノ1台228万5,000円を計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金では、氷川町及び八代市中学校組合負担金9,353万9,000円、前年比1億2,129万1,000円の減額で計上いたしております。

128ページをご覧ください。11節、需用費の教科書改訂関連教師用教科書・指導書280万3,000円の計上につきましては、4年に一度の教科書の改訂に伴うものでございます。

129ページでございます。13節、委託料での文化財調査委託料442万円の計上につきましては、史跡等保存計画等策定計画書で国の補助事業でございます。

132ページをご覧ください。11節、需用費の修繕料では、文化センター渡り廊下窓面修繕費用といたしまして111万円を計上いたしております。

133ページでございます。14節、使用料及び賃借料では、公用車のバンが購入から20年以上経過しているため、5年リースで年額50万円のリース料を計上いたしております。

18節、備品購入費では、文化センター大会議室用のテーブル40台を購入するため187万7,000円を計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金で、地区集会施設等建築費補助金500万円につきましては、迫地区が公民館を建設するための2分の1の補助及び人材育成交流事業助成金としまして292万円を計上いたしております。

137ページをご覧ください。11節、需用費の修繕料では、宮原体育館の2階、男女トイレを洋式トイレへ取り替え、小便器へセンサーの取付け118万8,000円及び屋内ゲートボール場ハンガードア修理102万1,000円、竜北体育センターフロアの研磨補修、床の研磨補修362万4,000円を計上いたしております。

140ページをご覧ください。18節、備品購入費では、食器洗浄機が30年以上使用されておまして、老朽化し、衛生上悪く、買換えが必要なため648万円を計上いたしております。

141ページでございます。5目、元金につきましては、6億4,148万1,000円となりまして、前年比7,850万1,000円の増額となります。

10目、利子につきましては6,607万4,000円となりまして、前年比1,682万8,000円の増額となります。

142ページの給与明細以降につきましては省略させていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、当初予算について説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第22号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただいて、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,952万8,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為、事項、特定健診業務委託（人間ドック分）、期間、平成29年度、限度額332万円を計上しております。これは、平成29年度の当初から実施を予定しております人間ドックにつきまして、その受診を呼び掛け募集する事務を行う必要がありますことから、債務負担行為をお願いするものでございます。

7ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入歳出それぞれ24億3,952万8,000円で、前年比3,093万1,000円の増加です。

歳入では、款20、療養給付費交付金が前年比4,391万6,000円減の3,332万3,000円で、退職被保険者制度が平成27年3月に廃止になり、被保険者の対象者の減によるものでございます。

款23、前期高齢者交付金が前年比8,690万円の増の4億5,675万1,000円で、社会保険診療報酬支払基金から提示されている額でございます。

款30、共同事業交付金が前年比3,499万6,000円増の5億8,075万9,000円で、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の増によるものでございます。

款40、繰入金の前年比2,638万2,000円減の2億254万2,000円で、主にその他繰入金の減額によるものでございます。

歳出では、款10、保険給付費が前年比1,432万9,000円減の14億4,823万7,000円で、款25、共同事業拠出金が前年比3,571万円増の5億9,261万4,000円で、主に保険財政共同安定化事業拠出金が増加したものでございます。

これで、議案第22号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第23号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただいて、予算書の1ページお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,173万9,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為、事項、後期高齢者健診業務委託（人間ドック分）、平成29年度、限度額34万円を計上しております。これは、平成29年度の当初から実施を予定しております人間ドックにつきまして、その受診を呼び掛け募集する事務を行う必要がありますことから、債務負担行為をお願いするものでございます。

5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。歳入歳出それぞれ1億5,173万9,000円で、前年比94万1,000円の減です。

歳入では、款5、後期高齢者医療保険料が前年比232万1,000円減の9,828万5,000円で、主に特別徴収保険料現年分の減額で、広域連合からの提示額によるものでございます。

款20、繰入金が前年比131万8,000円増の4,982万5,000円で、主に保険料の軽減措置に対する一般会計繰入金である保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

歳出では、款10、後期高齢者医療広域連合納付金が前年比94万3,000円減の1億4,786万8,000円で、主なものとして保険料として徴収した額を広域連合へ納付する後期高齢者広域連合負担金の減額によるものです。

これで、議案第23号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第24号、平成28年度氷川町介護保険特別会計予算について説明いたします。

平成28年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただいて、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億9,513万円とするものです。

5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入歳出それぞれ14億9,513万円で、前年比7,771万円の増です。歳入では、款15、国庫支出金が前年比1,538万8,000円増の3億8,746万円で、主に介護給付費負担金の現年度分と地域支援事業交付金の現年度分、介護予

防事業の増額によるものです。

款20、支払基金交付金が前年比1,942万3,000円増の4億139万4,000円で、介護給付費交付金現年分と地域支援事業支援交付金現年分の増によるものです。

款40、繰入金が前年比1,596万4,000円増の2億2,822万7,000円で、主に事務費繰入金の増額によるものです。

6ページをご覧ください。歳出では、款5、総務費が前年比715万5,000円増の2,534万2,000円で、主に認定審査会システム機器更新委託料の増額によるものです。

款10、保険給付費が前年比4,214万7,000円増の14億455万5,000円で、主に介護サービス等諸費の増額によるものです。

款17、地域支援事業費が前年比2,840万8,000円増の6,419万2,000円で、主に介護予防生活支援サービス事業費の通所型サービス事業委託料と新規事業である介護予防ケアマネジメント事業費の総合事業サービス計画委託料の増によるものです。

これで、議案第24号、平成28年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第25号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億8,682万4,000円とする予算でございます。前年度と比較すると18.1%の増額予算となっております。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては2億円を最高額としています。

それでは、歳出のほうから主なものについて説明させていただきます。

11ページをご覧ください。5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費の2節、給料から4節、共済費までは職員給与関係で、下水道職員4名分の2,377万2,000円を計上しております。

8節、報償費は、平成27年度建設し、供用を開始する50件分の受益者分担金一括納付報奨金として180万円を計上しております。

12ページをご覧ください。13節、委託料では特定環境保全公共下水道事業計

画策定業務委託料で、宮原処理区の流域編入に伴い八代北部流域関連とする計画策定の業務委託で962万3,000円を計上しています。

19節、負担金補助及び交付金では、水洗便所改造助成金として330万円を計上しています。

次に、13ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費の主なものとしましては、11節、需用費でマンホールポンプ場の電気代、建築物修繕料、管路修繕料で1,125万円、13節、委託料でマンホールポンプ場の管理406万3,000円、汚泥処分業務委託料667万6,000円、指定管理者による宮原浄化センターの管理委託料3,991万円、新規事業としまして供用開始35年を迎える宮原処理区の管渠の老朽化が進んでおり、今後の維持管理が重要課題となっているため計画的かつ効率的な維持管理に活用する基礎データを得るため、下水道のマンホールの目視調査に204万2,000円を計上しており、委託料の合計は5,317万円。19節、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金としましては5,564万2,000円を計上しております。

ページをめくっていただきまして、14ページになりますが、15目、公共下水道建設費、13節、委託料で、竜北処理区鹿野処理分区の沖塘地区で真空システムによる汚水処理施設整備を平成27年度より進めておりますが、本年度は機械設備工事を計画しており、業務委託により専門知識を有した技術者を派遣していただくための委託料2,000万円。15節、工事請負費では、竜北処理区の管渠築造工事費2億9,000万円。

次の15ページで、19節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道事業建設負担金として1,312万4,000円。22節、補償補填及び賠償金では、管渠築造工事に伴う上水道施設の移設補償費2,000万円を計上しております。

10款、個別排水処理事業費、5項、個別排水処理事業費、5目、個別排水処理事業費、11節、需用費から13節、委託料まで、宮原処理区の合併浄化槽31基分の管理費といたしまして245万5,000円を計上しております。

次の16ページをご覧ください。15款、公債費、5項、公債費では、5目、元金、23節、償還金利子及び割引料の長期債元金1億9,611万5,000円及び10目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子、一時金利子の7,353万1,000円を計上いたしております。

次の17ページから23ページまでは、下水道職員の給与に関する調書でありますので、省略させていただきます。

24ページをご覧ください。24ページに債務負担行為についての調書になりますのでご覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳入についてのご説明を行いますので、7ページを開けてご覧ください。歳入の主なものといたしましては、5節、分担金につきましては、受益者分担金といたしまして1,022万4,000円を計上しております。

次の8ページをご覧ください。5節、下水道補助金につきましては、1億5,000万円を計上いたしております。

9ページの5節、一般会計繰入金は3億463万4,000円を計上いたしております。

次に、10ページでございます。5節、下水道債では1億8,980万円を計上いたしております。

最後に、4ページをご覧ください。予算書第2条の地方債について、下水道債の限度額を1億8,980万円といたしております。

以上で、議案第25号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第26号、平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ913万6,000円とする予算でございます。

それでは、歳出より説明させていただきます。7ページを開けてご覧ください。23節、償還金利子及び割引料の長期債元金892万8,000円及び5目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子15万8,000円を計上いたしております。

次の8ページをご覧ください。地方債に関する調書につきましては、当該年度末における現在高見込額は434万2,000円でございます。なお、元金利息の償還につきましては、平成29年度が返済の終了予定となっております。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。6ページをご覧ください。5節、一般会計繰入金は、一般会計より908万6,000円の繰入金を計上いたしております。

以上で、議案第26号、平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第27号、新町建設計画の変更についてご説明申し上げます。新町建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町

村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の制定によりまして、新町建設計画に基づき地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、建設計画の計画期間等を変更する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

当町でも合併特例債事業については整備中であり、今後も合併特例債の活用が不可欠でございます。地方自治体の要望によりまして国が法律の一部改正を行いましたので、建設計画の見直しを平成27年度までの10年間から平成32年度までの15年間に変更するとともに、計画の第一節から第二節までは合併当初の計画を生かし、三節以降の人口の見通しの部分で氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを反映させていただき、整合性を図るとともに、各施策ごとの事業については、既に終了した事業については削除し、今後共に引続き必要な事業及びこれからの時代に合った必要な取り組み等を追加したものでございます。

詳しくは、別添の氷川町建設計画新旧対照表をご覧くださいとともに、後でこれが終了後、全協でご説明申し上げたいと思います。

以上で、ご説明を終わります。

○議長（永田義昭君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりました。これから質疑を行います。

米村議員。

○9番（米村 洋君） これは当初予算、特にこの一般会計とかこういう当初予算については、説明項目一つ一つやりたいんですけども、これはもう時間が掛かりすぎて大変ですから、例えば担当課の担当課長たちに直接聞きにいきますから、その辺のことを誠実に説明するようにお願いしていいですか。どうですか、課長たち。総務課長が代表してちょっとご答弁いただきたいですが。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） ご丁寧な、米村議員さんの職員への配慮もあってかというご意見だろうと感謝いたしたいと思います。そのために職員も十分所管します事務

・予算等につきましても勉強しておりますけれども、本会議場じゃなくてそれぞれの課のところで親切丁寧にお答えをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第1号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回、一般職の給与改定に関する条例が出されて、今提案理由のところを読んだんですけれども、現在の氷川町の職員のラスパイレス指数が国に対してどの程度なのか、またこの改正をやることによって28年は国に準じて下がるので、そのラスパイレス指数がもし国に準じて下がったときどうなるのか、そこを調べてあればお願いしたいと思いますが。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） ラスパイレス指数につきましては、26年度実績に伴いまして氷川町職員が96から97の間になっております。また、給料表を4月から新たに国に準じて下げると、国家公務員の給与が総合的見直しで下がるというところで、県下併せて、国の給料表に合わせるような方向になっているところですが、その結果によりましてラスパイレスの数値につきましては、職員の構成等によりまして動く部分がございますので、まだ今のところではちょっと試算ができないというような状況でございますので、これにつきましては今の段階で見込みという数字ができるような形であれば、ちょっと計算いたしまして、常任委員会のほうでご説明いたしたいというふうに思います。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。



[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 9の3、3ページ、対比表の9の3、今回、監査委員さんの報酬額が、今までは県下最低額だったのを県下平均額へ戻しますというご説明があったんですけども、県下最低額だった、なぜ最低額だったのか。今回、県の平均に上げますというご説明ですけども、最低額にしていた理由があるはずですよ。今まで平均であれば、今回上げなくてもよかったはずなので、最低にしていた理由が、もしそれが適切であれば上げる理由もないと思いますので、最低額にしていた理由は何なのか、そこをちょっと、今回上げる必要があるのかということも含めてお伺いしたいんですけども。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 最低額にしていた理由というのは、あえてございません。

と言いますのが、報酬条例を策定いたしました後の、本来であればそれぞれ職員の給与も変わる、特別職の給与も変わる時点で非常勤職員の報酬についても見直す必要があったのかなというふうに考えておりますけれども、それをここ数年間すべて見直しをせずに各種委員さんについては据え置いたままの報酬額を使っていたと。それがたまたま監査委員さんについては27年度の実績で県下最低ラインの報酬額になってしまったということで、今回見直す必要があるだろうというところでご提案を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今の説明、わかったようでわからないんですけども、今ですって上げてこなかった理由というのは、忘れていたということじゃないだろうし、監査委員さんが監査の費用としてはこれでいいんだ、今までの監査委員さんがこれでいいんだ、別に上げる必要ないんだと言って、このまま県下最低でいっていたかもしれない。だから、あえて上げなかったということだってあり得るんじゃないのかなと。私たちはこれを本業としないので、もう報酬はこのぐらいでいいですよと言われていた。ただ今度の監査委員さんは頑張っているんで、県下の平均に上げましょうということが町長の気持ちだから今回、今までやってなかったけれども今回やりますよということなんですかね。だから、今まで上げなかった理由がわからないから、今回上げる理由というのは戻しますよという話なんだけれども、上げなかった理由が何なのかというのが非常に不思議ではない。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 上げなかった理由、単純に議会提案をしていなかったという部分です。それと、今回の改定額につきましては、先ほど言いましたように県下の平均額をという形で取らせていただきました。その理由といたしまして、監査委員さんの年間50日程度の監査業務に従事していただいておりますけれども、それぞれ財務監査、あるいは事務監査、熱心にやっていただいております、その監査の指摘事項につきましても業務監査等で私たちにご指摘をいただいているところで、適切な監査事務をやっていただいておりますというところで、その労に報いるという金額を県下の平均額を取らせていただいたというところでご提案申し上げたところです。よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） ちょっと議運の委員長からくぎさされていますので直接聞かなければいけないんでしょうけど。今回、29年、30年にやると決めたのを前倒さなければいけない理由というのが健康福祉課長のほうから説明なかった。なぜ前倒しするのか。これは、介護を持っている方たちにとってみると、少し余裕があったのかなというのが、余裕をなくしましたということなんで、そこのところはなぜ前倒しするかという、当然28年度からやっていいんですけど、当初決めとったのを前倒しする理由というのを教えてほしいんですが。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） まず、1点目の部分でございます。法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業、こちらについての分が1年前倒しの28年度からというふうにしておりますけれども、早める理由ということで、現在、認定審査会等の開催後、サービスを受けていたものが基本チェックリストでサービスが受けられるようになるため、サービスが受けられる時期が現時点より早まるというメリットがあるため、時期を早めるというのが趣旨でございます。

それと2点目、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業ということで、地域支援事業の中の包括的支援事業として新たに取り組む在宅医療介護連携の推進とい

うのがございます。こちらにつきましては、八代市、八代郡市医師会の八代広域で取り組んでいく事業のため、足並みを揃える必要があることから28年度から取り組ませていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第9号について質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第10号について質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第11号について質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第12号について質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第13号について質疑はありませんか。  
江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回、工場設置奨励条例を事業所という名目に変えます。この事業所という範囲というのが、これを読む限りでは明確にならないなど、どこら辺まで入っているのかなというふうに思うんですが、実質的にこの事業所に改める理由、なぜ改めるのか、この枠まで広げますよということだろうと思いますけれども、どこの枠まで広げるのか。例えば、普通の店舗も事業所と言うのか、言わないのか。そこら辺が、事業所の文言が定かでないと思うんですけれども、そのところを教えてくださいと思います。例えばこれを変えることによって、元旦ビューティがこの事業所に入っていきます。元旦ビューティは資材置き場にします。今まで20人だったか、30人だったですかね、20人の枠を外しました。人数は基準になくなった。項目的にはありますけど、0でも事業所、要するに資材置き場としてそこに元旦ビューティが入ってきました、20人雇いません、工場から事業所に変えることによって元旦ビューティもここの助成対象になるのかどうか。それを考えて今回の枠組みを考えたのか。そのところをちょっと教えてほしいです。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） それでは、お答えをいたします。

これまで町として工場設置の奨励条例、工場に限った設置条例を、奨励条例をしておりましたけれども、現状を見ますところで、もう少し大きな工場だけではなく小さな事業所もその奨励していこうということでの改正でございます。その中で、投資の金額を下げたということと、雇入れの人数新規に20人ということをしておりましてところを雇用があるということで1人以上、そしてその下に、言葉でございますが、うち町内居住者が30%を超えるということですので、必ず町内居住者が雇用されるという条件は変わらず付けております。現状を見まして範囲を広げたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（永田義昭君） 笠原良一君。

○10番（笠原良一君） これは、付託がうちの所管だから委員会で質問したらいいと思いますが、どうでしょうか。今朝も議運で決まっておりましたので。いかがなものでしょうか。すみません。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） この部分は、本来、町長に質問したかったんですけども。今回の事業所に変更した、枠を広げていただいた、非常にいい提案だなと思っています。20人枠を減らしたということで、今、課長の説明からいくと1人でも事業所は規模が小さくても、何ら事業所そのものの規模は問わない。そして、固定資産税を減免していくんだという提案がなされているので非常にいいと思うんですけども、例えば資材置き場を元旦ビューティさんがつくった。今1人以上ということだったんで、1人雇う。そのときにも、対象になるのか。それも頭に入れながら、今回これを提案されているのかどうかを町長お聞かせ願いたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 元旦ビューティという固有名詞が出ましたけれども、今回の改正につきましては、全く念頭にありません。元旦ビューティのためにこの改正することは全く考えておりません。先ほど課長が説明しましたとおり、いわゆる工場という部分を事業所に読み替える。しかし定義の部分につきましては、製造その他いろんな定義が付いておりますし、あとは人数の部分、いわゆる従業員の数を、20人以上を1人以上にしましょうという部分と、固定資産税3,000万円以上を1,000万円以上に下げましょうと、いわゆるハードルを下げましょうという話でございますが、それは今、議員おっしゃいましたとおり、あらゆる事業所がこの氷川町に進出をする可能性をまた広げていこうという思いで今回の改正で

ざいまして、元旦ビューティを念頭に改正したものではございません。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） それでは、関連をしまして、3の1というんですか、比較表ですが。この条例は町内に事業所を新設し、または増設する者に対しという区切りがありますが、例えば今ある既存の施設を利用して、借りてリフォームをして、そこで事業を始めた場合は、該当しますか。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、金額的なもの、3,000万円から1,000万円に下げておりますけれども、そこに該当し、かつ新たに雇い入れる者の数と町内で居住する者の雇入れの数ということでの条件が付いた状態での拡大ということで理解していただいて構わないと思います。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 今、リフォームというふうに申し上げましたが、このリフォームは所有者がリフォームをして、借り手はこの事業所と呼ばれるところはですね、その施設をリース料を支払っていく。その場合には、投下固定資産総額ということに該当はしませんですね。貸し手は1,000万円掛けるかもしれない、そこからその分を回収をしていけばいいということなんですが。例えばですね、今、倉庫も持っているんだけど使ってないと。しかし、どんどん活用していただきたいということで、そこの大家さん、持ち主さんが改装、改築をしてですね、新たな事業者に貸した場合でも大丈夫ですか。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） そうですね、有する者という表現になりますし、リース、賃貸の場合はそれに含まれないということになりますので、有する者ということでご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 今、申し上げましたような個々のケース、ここに例のないケースは、例えばその時点で検討すると。そして、町長が判断するというような項目も入れられてもいいんじゃないですか。今、使わない施設はもういかにして有効活用しようとかですね、今だったら投資もできるけれども、これが5年、10年経ったら、まずしないと、もう取り壊すだけだという施設もあるかもしれません。ちょっと私の知っているところでお貸しをしたいところもありまして、それが活用されて、さらに事業者あたりがまた来られて、雇用も増えたりすれば、これは結

構なことですからですね。そこをぜひ検討していただければというふうに思いますが。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） ありがとうございます。まず、今回、ハードルを下げて、金額を下げて、人数を下げてということで対象の枠を広げるということでの改正をお願いしているところでございます。今後も状況を見ながら必要があれば検討はしていきたいとは思っております。今回は、この改正でよろしくお願いたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 私の産建以外のものを聞きなさいということですので、まず8ページの地方債の補正ですよね。企画財政課長に。企画財政課長も出るか、産建に、出るよね。じゃ、立ったついでですので、この利率の年5%というのは、もう時代に即応してないんじゃないかと思うんです。今、住宅ローンでも1%、それを切ろうとしているのに、行政として5%以内という利率以内で借り入れるよというのは、もう時代に即応していない、もう時期を見計らってという時期も過ぎているので、ここのところ、私は3%程度までは下げても、急に上がったにしても3%以上にはならないだろうと思いますけど、先ほど会計管理者のほうに聞こうと思ったんですが、私じゃないと言ったので、企画財政課長でわかりますか、ここ。現在の金利等も関わってきますので、ちょっとここのところ、検討の余地があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 実際の利率につきましては、政府資金とか、そっこのほうの利率と変動する利率とがあります。それと、銀行等から借りる場合の利率もでございますので、それにつきましてはちょっと調査させていただいて、今現在の利

率についてあとで報告させていただきますとともに、この5%というのはちょっと今からどうかわかりませんが、一応検討させていただきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第17号について質疑はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第18号について質疑はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第19号について質疑はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第20号について質疑はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第21号について質疑はありますか。  
江崎悟君。

○5番（江崎 悟君） それでは、今回、職員の、147ページでいきたいと思います。前年度職員数117名、本年度122名、5名増加ですね。ですので、今お話を聞いていると1人が退職される、定年退職かどうかわかりませんが退職されるということは、今年6人採用というふうに考えていいのかな。

それから、先ほど町長の話で、地籍調査が本年度終了する。だから地籍調査で職員が今2人付いてますか。全部でそこに職員が現状よりも7人増える形になるのかな。6人増える形になりますね。なぜ、多分職員の人事管理もされていると思いますが、今回、こういうふうに職員を大幅に上げなければいけない、増やさなければいけない、地籍も終わるとわかっているのに増やさなければいけない理由というのは何なのか。そこのところをちょっと伺います。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 平成28年度の一般会計職員を、今、122名ということにいたしております。その数につきましては、今ありましたように3月末で1名の職員の退職、それに併せまして新規採用職員を2名予定いたしております。それ

と、任期付き職員ということで、主に育児休業等に入る職員が多くなるというところで、専門職の保健師、それから管理栄養士、そういった部分の任期付き職員というところで期限を切って採用したいという職員を保健師を2名、それから管理栄養士を1名、それから新たに防災関係で防災事業に取り組んでいくというところで、消防防災関係の専門職を1名入れたいというところで、合わせて6名を増員したいというところが考えているところでございます。

○議長（永田義昭君） 清田一敏君。

○2番（清田一敏君） 37ページの総務管理費の1節、報酬ですが、この中に行政改革推進委員会委員の予算、毎年計上されておりますが、ここ何年間か開催に至っていないような状況が続いております。これは、特別に諮問する課題が出てきたときに、町長の諮問に答えて答申を行うということですが、3、4年前でしたか、総務二課を総務三課に機構改革されたとき、その後、開会がなされていないということで、諮問するような課題がないというふうに認識をされているのか。あるいは、それぞれの課題は担当課だけでも検討するので十分だというような認識のもとにされているのか、その辺りの見解をどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 行政改革委員会の開催でございます。今ご指摘いただきましたように、ここ2、3年行政改革特別委員会のほうは開催されておられません。今ありましたように提案する議題がないという部分ではございません。単純に事務の手落ちでございます。私が行っております業務の見直しに掛ける時間が少し担当職員のほうで時間が足らなかったということで、26年度、27年度、それ以前からでございますけれども開催をいたしておられません。それぞれの事務の見直しというのは、それぞれ各課のほうで見直しを掛けて総務課のほうで吸い上げている状況ですけれども、それを本来であれば委員会のほうに掛けて、またご審議いただくべきところであったわけですが、そこまで掛ける暇がなかったと、余裕がなかったというところで掛けていない状況でございます。

併せまして、現在の計画自体が29年度で終了するというところで、新たな行革大綱もつくっていかねばならないというところで、28年度からまた新たな行革大綱に向けたところでの作業も進めていこうというところで、27年度もそちらのほうの準備まで進めてきたところですが、その内容につきまして委員会のほうにまだ諮問していないというところで、全くの事務の手落ちでございますので、今後はその点は注意しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（永田義昭君） 清田一敏君。

○2番（清田一敏君） 前回の、3、4年前の会議のときに私も出席させていただいた



のですが、あのときにも棚上げ状態になったままの課題が幾つか残っているような気がいたしております。ただいま総務課長が申されましたように、今後そういった考えでしたら、ぜひそういった点も継続しながら検討していただきたいと思えます。

それでは、あと一つの同じく総務管理費ですが、46ページの空き家バンク促進補助金600万円計上されておりますが、その600万円を計上された根拠というのはどういったものでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 空き家バンク促進補助金の予算600万円についてご説明したいと思います。

昨年からはじめておりました空き家バンク事業であります。なかなか事業が進んでおりません。現在、登録が3件はあっておりますが、賃貸、売買の契約までは至っていない、契約まではまだ0ということでございます。この事業の促進によりまして空き家対策も進めていきたいですし、そして移住定住対策も併せて進めていければというようなことで今回予算をお願いしたところであります。具体的には、空き家バンクに登録してもらった家屋が必須の条件であります。中身としましては4本の補助の内容からなっております。

まず、一つ目といたしまして空き家のリフォーム補助ですが、対象経費の2分の1を補助条件といたしまして100万円といたしております。リフォームの補助については2種類考えておまして、賃貸の場合と売買の場合、それぞれケースがあるかと思っておりますので、それぞれ考えております。賃貸の場合は、所有者が空き家バンクに登録してリフォームする場合、売買の場合は売買契約後、購入者がリフォームする場合というふうに2種類考えているところです。

二つ目に空き家の家財撤去費に対する補助ということで、元の持ち主が家財を撤去するときに、もちろん賃貸なり売買なり契約が成立することが条件なんです。対象経費の2分の1、上限10万円の補助ということで考えております。

3番目に、今度は逆に引っ越してこられる人の引っ越し費用に、同様に対象経費の2分の1、上限10万円といたしているところです。

それと四つ目ですが、これは今年度の予算には補助の予算は計上しておりませんが、売買で空き家を購入して、その家は古いから解体すると、そこを更地にして新たに新築した場合、固定資産税の補助をいたしましょうと、固定資産税の2分の1、上限10万円として3年間の補助を考えているところです。

予算的な話ということですので、リフォーム補助の分が100万円の5件分500万円、家財撤去10万円の補助の5件分50万円、引っ越し補助の10万円、5

件分50万円、合わせて600万円を計上しているところです。

○議長（永田義昭君） 清田一敏君。

○2番（清田一敏君） ただいま説明の中で条件の付いているものもございましたが、例えば私たちが農業をやっておりますと農地中間管理機構で貸借するのに農地バンクが間に入って、その仲介をやっているわけですが、ほとんどの場合が買い手が見つかった場合に借入れをするというような、なるだけリスクをからわないような方法が採られております。この空き家バンク促進補助金につきましても、先ほど条件を付けられているのもありましたが、リフォームあたり2分の1、上限100万円という説明でございましたが、仮に登録はした、それからリフォームもやった、しかしながら借り手が見つからなかったとか、売買も成立に至らなかったというような場合は、新しくリフォームした空き家が残るといようなリスクは考えられませんか。そのあたり、何か条件を付ける必要がありはしないかと思いますが、そのあたりはどう考えておられますか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） リフォームの場合のことかと思いますが、売買のほうについては買った人が自分の家をリフォームすることになりますので、その部分はいいかと思いますが、賃貸の場合は持ち主がすると。最低5年間は空き家バンクに登録をし続けてくださいと、最低の条件はさせてもらうつもりで今考えているところです。

○議長（永田義昭君） 清田一敏君。

○2番（清田一敏君） 5年経っても借りる人が見つからなかった場合は、リフォームした家がそのまま残るといようなリスクはからいながらの事業というわけですかね。仮に登録しとってから、その後、借りる人が見つかった場合にリフォームするといような、そういった制度にもっていけば、そのあたりのリスクは解消されるんじゃないかと思いますが、どんなですか、そのあたりは。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 今考えているところは、リフォームした後、きれいになった家でないとなかなか借り手がない。今、3件登録されているんですが、修理が必要な写真が写っています。なかなかそういったところで今までは進んできておりませんでした。そういうことがあって、今回このような補助を考えたところでございます。今言われたところも、契約があつてからのリフォームということもまたその辺のことも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

江寄悟君。

○5番（江崎 悟君） それでは、町長に全体的に28年度予算、今回出されました。やや減額予算だという説明をされましたが、施政方針のほうで5つの基本方針をいろいろ28年度に向けて今回お聞きをすることができました。今回の予算において、町長としてどれが、それは全体が全部必要なことですがけれども、今回の28年度の予算の特色という、ここに重点を置きましたというのがあれば、なければならないでいいです、あれば、このところはぜひ頑張っていきたいというのがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 28年度予算編成に向けての考え方をということだろうと思っていますし、どこに力点を置いたのかということですが、施政方針の中でも少し申し上げましたけれども、要は地方創生の総合戦略にあの重点目標が3つございました。一つは1次産業の復活、それからベッドタウンとしての氷川町、それと三つ目は若者が集まる、いわゆる学舎としてという部分での重点目標がございます。その前二つの部分は、大いに今年度の予算に反映させたのかなというふうに思っております。1次産業の復活という部分では、法人化についてはいろんな賛否の声があるんですけども、しかしこれから先の農業経営を考えていきますと、やはり法人化というのは避けて通れない一つの方法だろうというふうに思っておりますので、そういった部分につきましてはこれからも大いに力を入れていきたい。その上で、その生産基盤となります圃場整備事業、その他もこれからも進めていきたいというところで今事業に着手をしているところであります。

併せまして、1次産業が復活することが2次産業、3次産業の復活につながっていくんですけども、それを待ったとなかなか2次、3次産業の皆さん方がそこまで待てるかというのもございますので、2次、3次産業の皆様方、いわゆる商工業の部分につきましても新規創業、あるいは今やっておられます事業者の方々がさらにこれからも続けていこうというときに、やはり必要な備品なり、あるいは店舗の改装なりがあるだろうというところで、新たな新規参入、それからリフォームの部分、あるいは機械の更新の部分の補助も新しく創設をさせていただきました。

併せまして、それぞれ1次産業も2次産業も3次産業の方々も、やはり後継者問題というのが大きな問題でございます、やはりその後継者をこれからいかに確保し、あるいは育てていくかという部分で、特に商工業の部分につきましては若手育成者のための、いわゆる経営革新に向けた講習会を開く。農業の分野につきましては、それこそ農協さんのほうでいろいろ経営ですね、経営の部分につきましても指導をいただいておりますので、それは農協さんにお任せしようという部分での予算配分をさせていただいたという部分と、保健予防の部分でこれまで氷川町は保健予

防に力を入れるということですとずっと言い続けてまいりました。じゃ、その実績は上がったのかということ、健診率あたりを見ますと微増ではありますが増えてはおりますものの、まだまだ十分な数値には至っていない。そこで、やはり保健師の業務、あるいは先ほど少し申し上げましたが任期付きのそういった職員の配置をして、いわゆるマンパワーを充実させた上で事業を進めていきたいというところで力を入れた。そのフィールドとして、これまで役場の中に保健師がおりまして、今度健康センターで執務をします。やはり町民の皆さん方、この役場に入ることにより、抵抗はないんでしょうけれども、注目されるというところで、なかなか来づらいというご意見もたくさんいただいております。ましてや相談に来る方々というのは、やはりお悩みを持って来られる方々でございますので、役場に入っていきなり皆さんに集中的に見られてとなりますと、もうそこだけでここに来たくないというようなご意見もお聞きをしました。そういった点では、やはり保健師が別の健康センターという一つの場所で全体の相談を受けていくということは、町民の皆さん方も相談に来やすい、あるいはそういった保健予防の施策もやりやすいという部分があるかということで、そういった場所の配置換えあたりもさせていただきましたし、医療、介護、福祉の連携というのが今叫ばれております。議員も今自分でそういった施設も経営されておりますので、十分その必要性はわかっていらっしゃる。そのやっぱり取りまとめは包括支援センターであります。その包括支援センターをきちんと核を持ってやっていこうということで、宮原福祉センターをその拠点として据えましたし、そこで必要な事業も行っていきたいというふうに思っております。そういったところに今年度は少し力を入れて進めていこうというところでの予算配分と、それからそういった組織の変革も少しさせていただいたということでもありますし、その他の部分につきましても、何が大事で何が大事じゃないということは全くございません。それぞれの分野でやらねばならんことはたくさんございますので、その辺りは全体的にレベルが上がるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第22号について質疑はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。  
次に、議案第23号について質疑はありますか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 先般の町の広報誌に公共下水道へ早期接続のお願いということでこのコーナーがありましたですね。直近の数字で下水道の接続率といいますか、それは何%ぐらいまでになりましたか。竜北地区で結構です。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 竜北処理区の下水道の水洗化率は59%になっております。接続されている世帯のパーセントは59%です。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） まだ工事は伸びそうだというお話でしたが、あと2年ぐらいだったですか、予定があるということですが。これはもう全地区網羅するような形で工事をされていかれると思いますけれども、この竜北地区のこの下水道の工事額の総費用というのは大体幾らぐらいを検討されていますか。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 竜北処理区の下水道の総事業費については、私のほうでは今日把握してきておりませんので、後でご報告したいと思います。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） またお尋ねをしますけれども、それで昨日も一般質問の中で利用率の向上ということで、目標値を持ってやっていきたいと思いますというようなことを申し上げたかと思うんですが。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君、この予算とは関係ありますか。

○1番（河口涼一君） あるから質問しているわけで。この目標値をぜひ掲げてやっていっていただきたいんですが、この59%というのは決して高い数字じゃないと思いますので、これをさらに75、80というふうに、今年度はどのぐらいまでそういう啓発活動をしていくんだという数字はお持ちですか。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 下水道の接続3年以内の方に水洗便所改造助成金として助成するような制度をつくっております。それが予算書の12ページの19節の負担金補助及び交付金の中の330万円でございます。これの予算の件数としま

して考えておりますのが55件分のところで予算を計上しておりますので、予算いっぱいの申請があればいいなということで思っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 立ってまで言うことじゃないんですが、目標の数値としてはこのぐらいまで今年目標を掲げて啓発活動というか、町民の皆さんにどんどんこういうパンフもそうですが、これだけの町は金額を負担して工事をしているんだと。ですから、それに対する効果もないといけないと思いますので、どんどん活用が広まるようなまた啓発活動をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第27号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第27号までは、議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時57分